

 かみとんだ

議会 だより

2022.3

No.177



目次

- 一般質問 P1 ~ 8
- 議案質疑 / 採決状況 P9
- 意見書 P10
- 令和2年度決算認定 / 委員長報告
..... P11・12
- 編集後記 ウラ面

(表紙写真：岩田河川公園)

発行／和歌山県上富田町議会 編集／議会広報特別委員会
〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
TEL(0739)47-0550 FAX(0739)47-5959



正 垣 耕 平 議員



YouTube QR コード

コンプライアンス
(遵法)とは

1. 適正な行政運営について

適正な行政運営について

問 地元紙において、令和3年11月11日付の紙面で、町が過去の工事をめぐり訴訟を起こされていること、この件についての対応や考え方が報じられた。また、同月11月23日付の紙面においては、このことを受けて調べた過去の会計処理に法律違反と大きく報じられた。議会は全員協議会の場において、直近の調査結果を含む詳細な説明を受けており、紙面を読めば会見がどのようなものであったか、一連の経緯を読み取ることは可能です。

しかし、住民の皆様にとってはどうでしょうか。それ以降、町内外問わず行く先々で、「結局のところ何が起きているのか」「複雑でよく分かん」と、たくさん質問をいただきます。それほど関心が高いということです。同時に、一つ一つの言葉が独り歩きをし、噂や推測ばかりが先行していると感じる場面もあり、地方公共団体の情報公開がいかに大切か、また、その難しさと責任を痛感しているところです。今回の経緯から3点を質問します。

- ・大内谷地区残土処分工事における会計処理について。
- ・今回の経緯の中での問題点の認識について。
- ・この問題認識からの再発防止の考えについて

町長 今回の経緯を振り返ってみれば次のようになります。大内谷地区残土処分その2工事請負については、契約書での金額1億9950万円は、平成22年度に残土処分費との相殺も含めれば、最終的に支払いが完了をしています。しかし、相殺したことは総計予算主義の原則に違反しています。また、平成23年5月に預かった1200万円余りは、土地販売代金収入の内金として平成29年度に宅地造成事業会計に収入しており、歳計外現金は解消しています。しかし、不正常的形で預かった状態が解消するまで長い時間がかかっています。土地取引の過程そのものに不明瞭な点が多くあります。土地について「売買契約」であり、代金が未納であるという認識について、先方の会社との間で争いがない一方、登記簿上は「交換」となっていることが大きな不明瞭な点となっています。このような一連の手続において、違法な点、不明瞭な点があります。

再発防止としては、遵法、コンプライアンス精神を徹底すること、全体の奉仕者として町政の執行に努めること。既に管理職を集めた総合政策会議において本件について報告し、法令遵守についての訓示を行ない、職員一人一人が公務員として自覚を持った行動を心がけ、法令遵守はもちろんです。町民の皆さんから信頼され、住んでよかったと言われる上富田町にしていくため、町長以下職員全員が正しい行政を行う精神を持つことで、改めて意識を固め、これを再発防止策とした。

問 (総計予算主義の原則)は、住民や議会に対して予算書や決算書を通し事業実施に必要な収入と支出の総額、お金の流れを明確化することで、会計面の透明性を確保し、また、予算執行についての地方公共団体の責任を明確化するための規定です。この規定の下で会計、決算がありそれを議会が慎重審査するわけですので、この原則を守ることは大前提です。

コンプライアンスとは、単に法令遵守ということではなく、変わりゆく時代の中、倫理観や社会的な規範に従い、公正・公平に業務を行っていくことだと考えております。職員さんにおかれましては、担当課を超えて疑問に思うことがあれば問題提起をすることを。そういった機運を役場全体においてこの機会にしっかりと再構築していただきたいと考えるが。

町長 全員協議会の中にも管理職、担当課の課長、副課長が入って内容も確認しています。職員として、公平性を遵守した中で問題提起がある場合は直接町長部局、私のほうに出してほしいという話をしています。

今後につきましても公平・公正な役場の対応としていきたいと思っておりますので、町職員も同じ気持ちを持って頑張っていただきたいと考えています。

【質問方式】一括

【答弁者】町長・総務課長



松井孝恵 議員

1. 「河川公園を活かした 人的交流」について



YouTube QR コード

何気ない風景を
活かそう

「河川公園を活かした人的交流」について

問 私が、住んでいる所は市ノ瀬の高台にあって家から富田川が見える。今の時期、川から真っ白い水蒸気が上がる、そういった光景が見えています。何気ない風景、太陽の陽射し、今であれば寒さが増して畑の野菜が急に元気になったなとか、雨が上がった後に突然、鳥が鳴きだして風が変わったなとか、そんな他愛もないことだが、改めてこの町に住む楽しさを感じている。

都会に住む方々はどうされているのだろう。

私たちは、たまに都市へ出かけ、買い物に行ったり、テーマパークへ行ったり、スポーツ観戦に行ったり、そういうことで非日常に触れて元気をもらって帰って来る。

同じように上富田町以外の方がこの町へやってきて、何気ない風景のよさに触れてほしいし、知って欲しいと思う。この町には『世界遺産』もあるが、有効に活用できているだろうか。もっと違った部分でお迎えできないだろうか。

ある方が定年退職され、都市から上富田へ帰ってこられました。彼は私に聞きました。

「君は上富田に住んで好きな景色はあるか？」

私は、「稲葉根王子の前の歩道から見る仲秋の頃の月が好きです」と言いました。「そのお月さんは、千年前、この市ノ瀬に住んだ先人とか熊野古道を歩いた人が見た月と同じ月や。だから歴史とか文化というのは大事やから守っているかなあかん。多分、町内に住む一人一人にそういう景色があるはずや。」と言われました。なるほどな、と。

私たちは普通すぎて気が付きませんが、都会から来られた方は、ありのまま、それだけですごいんだなと感じました。

そこで、いわゆる河川公園に目を向けてはどうでしょうか。市ノ瀬の河川公園、目の前に富田川、雨が降れば旧隠岐邸があります。昼は散策コース、龍松山・春日神社・一瀬王子・興禅寺・コスモス園・桜並木など。季節ごとの散策コースが設定できますし、夜は大変、星がきれいです。

是非イベント広場やキャンプ場として活用されてはいかがでしょうか。

地域の活性の為、町として取り組んでみるお考えはないでしょうか。

答 地元の人にとっては何でもない景色が都会の人にとっては素晴らしい景色に感じること。この価値観の違い、非日常的なものが観光につながります。特に富田川の河川敷は、麦粉森（※山）を背景に豊かな自然を満喫できるスポットであります。現在も、トリムコースや電動自転車の周遊コースとして多くの方々に親しまれています。岩田河川公園では、年明けにバスケットボールのスリー・オン・スリーを設置する予定です。多世代が集う地域の方々の憩いと交流の場として期待しています。

今回いただきましたご提案につきましては、現在、振興課で市ノ瀬河川公園の一部をキャンプ場として活用できないか、協議をしているところです。既に西牟婁振興局建設部とは事前協議済みであり、今後は地元市ノ瀬の方々との協議ということになります。

運営形態としては、町が県から河川占有許可を取り、その後、民間事業者指定管理として協定を結ぶ予定としています。

町外の方々にも利用していただくことにより、地域との交流や地域消費につながるだけでなく、王子跡や熊野古道、潜水橋、寺院等など、町内のすばらしい史跡等を知っていただく良い機会になると考えますし、上富田町の知名度を上げることにつながります。

何よりも地域に、楽しい場所、わくわくするようなところを提供したいと考えます。

今後、地元市ノ瀬の関係者の皆様に、ご説明に行かせていただきますので、その時は宜しくお願い致します。

【質問方式】一括

【答弁者】振興課長



九鬼裕見子 議員

1. 高齢者福祉と交通権について
2. 国民健康保険税について
3. 特別会計宅地造成事業について



YouTube QR コード

おかしいぞ！

特別会計宅地造成事業について

問 令和2年度において、保有地面積と保有高はどうなっているか。

答 宅造保有土地の面積は、約8万3千510坪、保有高は約7億325万円である。

問 これは購入した当時の簿価であって、現在の評価額とは違ってくと思うが。

答 現在の評価額については、不動産鑑定を行わなければ、正確な鑑定評価額を知ることが出来ない。しかし、莫大な費用が必要になる。

財政健全化審査により、土地収入見込額が2億9千735万円と審査されている。

これは、税務課の固定資産税評価額を基に審査算出されたものである。

問 平成10年以降の土地購入が多いが、土地の価格が下がってきている中で、保有地の販売についてどの様に判断して販売するのか。

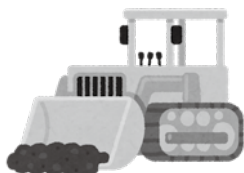
町長 土地の購入時期と売却時期では、土地価格の増減により金額差が生じる事は、社会通念上あり得る。

用地の売却については土地鑑定を行い、正確な鑑定評価額及び近傍地鑑定評価額に基づき、売却額を判断している。

問 大沼の田の購入について、購入契約時期と購入金額、坪単価はいくらになっているか。

答 平成27年7月30日売買契約を交わしている。約573坪、5千108万円、坪単価は8万9千円。

町長 用地の売却については、鑑定評価額及び近傍地の評価額に基づき売却額を判断している。前町長が平成27年7月に購入したこの土地の地目は田であり、近傍地評価額と比べ高いと判断する。



問 下谷地区の残土処分場と企業誘致について、平成29年度から、土地購入が勧められてきた宅造での収支はどうなっているか。
また、企業誘致の見通しはあるのか。

答 総工事費・用地費等の合計が2億3千339万円。残土処分収入は7千91万円。
差し引き1億6千248万円が実質経費の歳出予定額。企業誘致の見通しについては、現在、相手方と協議中です。

問 企業誘致の在り方として、企業誘致により、税収が上がったとしても、そのお金の使われ方が、町民にどの様に還元されたか検証されなければならない。

町長として、教育・福祉に循環し、町民の暮らしを豊かにするには企業誘致に対して、今後こういった政策で臨みたいと考えるか。

町長 企業誘致による増収は町の財源として、住民福祉の向上のために活用している。

企業用地の造成や企業誘致等進めていく際には、安易に先行するのではなく、議会のみなさんとも充分協議して進めて行きたいと考えている。



※その他

- 1・高齢者福祉と交通権について
 - 2・国民健康保険税について
- の2項目についても質問をしています。

【質問方式】 一問一答

【答弁者】 町長・振興課長・税務課長・住民課長・建設課長



吉本和広 議員

1. 原油等の価格高騰に対する町民への支援について
2. スポーツ政策について



YouTube QR コード

町民が活用しやすい
スポーツセンターに

スポーツ政策について

問 補助制度もなく、約1億円かけ、得点等の掲示板を電光掲示板にする計画があります。少年野球をしている保護者に話すと「私たちが使うことはない。使おうとしたが合宿が入っているので使えないと言われた。電光掲示板にするより、町民が使えるようにしてほしい。」、中学校の武道場を活用して柔道をされている方は、「電光掲示板に使わず、中学校の畳の破れているのを早く直してほしい。」、田辺市の宿泊施設に聞くと「野球の合宿は1泊がほとんどで朝から夕方まで練習に使っている。」、来られた野球部のホームページを見ると、練習試合は地元で行っており、掲示板は使用されていません。



得点等の掲示板は、年に何回使われていますか。アンケートをとっていると思いますが、電光掲示板でなければ使用できないと言っているのですか。

答 使用回数の記録はつけていません。正式なアンケートを取っているわけではありません。ただ、出来れば設置していただきたいという声が上がっています。また、野球場を利用している団体は、電光掲示板がなければ使用できないとまでは言っていない。

問 どうしても必要と言っていないということです。施設の管理に関わってきた方に何うと、年に10回程度ではないのかとのこと。町は財政が厳しいので、要望を実現できないと言われます。この1億円を活用すれば、町民のスポーツセンター利用料の値下げや、放送設備の改善と防災行政無線戸別受信機の設置、乗り合いタクシーの実施、介護保険料や国保税の引き下げ、通学バスの改善、コロナ禍での支援などといった住民の切実な要望に応えることができます。計画は見直すべきではありませんか。

答 設置費も、かなりの安価でできるものもあり、現在、模索しているところです。形態や規模、用途等が固まれば、令和4年度の予算の審議のときに議員に説明します。

問 スポーツセンターは社会体育施設です。社会教育法及びスポーツ基本法にのっとり、町民が居住する地域でスポーツに親しみ、楽しむことができる施設で、健康で文化的な生活を営む上で不可欠の施設です。スポーツ観光が優先され、町民が活用できなくなるとは社会教育法やスポーツ基本法の目的から逸脱されたものになってしまいます。

総合計画策定の住民アンケート調査の結果を見ると、町づくりについての項目中で、最も満足度が低く、不満とやや不満が多く、今後の重要度が高いのは、生涯スポーツの振興の項目です。他の自治体に比べて立派な施設を持っていて、スポーツの町と町長は言われていますが、町民の回答はそれとは逆の回答となっています。どのように分析されていますか。

答 生涯スポーツの振興は大切ではありますが、そういった環境が整っていないということです。特定の人のみがスポー

ツセンターを利用し、その良さを実感していることになります。

問 スポーツセンターの町民の利用状況について資料を求めました。利用状況を人数で見ると、コロナ前の令和元年は、町内18%、町外82%、コロナ禍の令和2年は、町内22%、町外78%です。町内の利用者はとても少ないです。経費が最もかかる天然芝の3施設の年間使用量を見ると、令和2年度では、野球場は154回使われていますが、町内は15回だけで、割合でいうと9.7%です。多目的Bは90回で、町内は15回で17%。球技場は130回で、町内は8回のみで6%。この3施設の町民使用率は10%にすぎません。

令和元年の8月は、子どもたちが夏休みで活用しやすい月です。野球場は20回で町内は1回のみの5%、多目的Bは25回で町内は1回の4%、球技場は24回で町内はありません。担当課は、こんな素晴らしい施設でプレーできたらいいと言われましたがそうになっていません。

町民の税金が3,400万円も毎年使われているのですから、もっと体育協会に加盟する競技団体や町民の声を聞いて町民が活用できるよう改善すべきではありませんか。

答 平日利用等改善の余地はあり、その部分は改善していきたい。土・日の空いている日の地域での活用も課題が残っています。スポーツセンターが最大限効果が出るよう取り組んでいますので、地元利用の一定の制限は仕方ないと考えています。

副町長 スポーツ観光と町内の利用のバランスを見る必要があると私も認識をしていますので、関係各機関との協議の場を設けたいと思っています。

問 スポーツ基本法には、「スポーツの推進に関する計画を定めるよう努める。スポーツ推進計画のためのスポーツ推進審議会を置くことができる。」とあります。障害者施設のある町でもあります。スポーツの推進はスポーツ関係者が集まり、多くの方の要望、意見、アイデア、協力があって進むものです。体育協会の全てのスポーツ団体や障害者スポーツに関わる方にも入ってもらって、スポーツ推進審議会をつくり、推進計画をつくるべきです。

答 審議会設置にあたっては、スポーツの専門家をはじめ有識者の意見が必要となります。まずはスポーツ推進委員やスポーツ専門家の集まる場で推進計画について意見を聞き、今後の検討とさせていただきたいです。コロナ禍でスポーツ団体が集まる機会がなかったので、頃合い見て集まる機会をつくり、お話しできたらと考えています。

※その他

「原油等の価格高騰に対する町民への支援について」も質問をしています。

【質問方式】 一問一答

【答弁者】 副町長・振興課長・教育委員会事務局長



山本 哲也 議員

1. 投票所の環境整備等による 利便性向上について



YouTube QR コード

『投票率向上へ!』

投票所の環境整備等による利便性向上について

問 10月31日に執行されました衆議院議員総選挙についてお聞きします。今回の衆院選から生馬鳥淵町内会館で行われていた投票所が閉鎖され、それに伴い生馬地区の投票所は生馬小学校1か所に集約されました。鳥淵会館が閉鎖されたのは感染症対策が十分ではないためとの説明を受けましたが、コロナ終息後はどのようにするお考えでしょうか。

答 第6投票所の鳥淵会館につきましては、以前からスペースが少ないため、投票をする場所において立会人や事務従事者が昼食を取ったりしておりました。そのため、選挙管理委員会で、コロナ感染症対策により、今回から第7投票区の生馬公民館と統合を検討し、生馬公民館につきましても耐震改修工事が行われるため、生馬小学校の体育館で投票を実施いたしました。来年以降予定されている選挙につきましても、引き続きコロナ対策が必要と考えておりますので、生馬小学校体育館等での投票を検討しております。



問 鳥淵会館での投票ができなくなると聞いたとき、真つ先に危惧したのが生馬小学校までの交通手段がない高齢者等のことでした。バス等で投票所までの送迎を検討していただくよう事前をお願いしておりましたが、実際、交通弱者の方たちにはどのような対応をされましたか。

答 今回の投票区の統合に伴いまして、生馬小学校体育館へ投票所が変更になる旨のお知らせを10月中旬に送付いたしました。また、以前まで鳥淵会館が投票所だった方に対しまして、投票所の変更になる旨と、鳥淵会館から生馬小学校体育館まで、投票日当日4往復の小型バスの運行の案内も一緒に同封させていただいております。当日のバスを利用された方はいなかったとバス会社からは報告を受けております。

問 バスを運行していただいたということですが、今後も同じ対応が続けられる予定でしょうか。

答 今回の衆議院議員選では利用者はおられませんでした。が、今後は町長選挙及び町議会議員選挙など身近な選挙が続きますので、小型バスの運行につきましては、選挙管理委員会で検討を行ってまいります。



【質問方式】 一問一答

【答弁者】 総務課長



家根谷 美智子 議員

みんなで考えて
みよう
o(^o^)o



YouTube QR コード

1. 適応指導教室について

不登校児童生徒への 支援の現状と改善方策について

問 不登校傾向に陥ってしまう要因は複雑化しており、またコロナ禍もその一つに挙げられていて、近年特に多様化しています。上富田町も昨年よりも増加傾向となっています。児童・生徒たちへの支援また取組は現状どのように行われていますか。

答 各校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校支援員などと連携を図り校内の不登校対策委員会やケース会議など組織として取り組んでいるところであります。具体的な方策といたしましては、適応指導教室の開設がございます。



適応指導教室の運営について

問 支援施策の中に適応指導教室が出てきましたが、この教室の運営につきまして質問いたします。この教室もここ数年で何名か交代されていますが、不登校児童生徒の低年齢化も問題視されてきている昨今に継続性を持った職員の配置は必須だと考えますが、その点はどのようなお考えでしょうか。

答 複数人体制であれば運営がさらに安定する部分もあるかと思いますが、現状は指導員1名体制であります。指導員の確保にも大変苦慮しているところではありますが、さらなる運営体制の安定に努めてまいりたいと考えております。

施設の移転について

問 適応指導教室ですが、設置から既に13年経過しています。今までに施設の環境の充実や、そこからの移転などを求める話はなかったのでしょうか。

教育長 さらなる教育環境の向上を目指して、現在の適応指導教室以外への場所の移転を視野に、町内にある公共施設の活用なども含め、関係部署と連携を図りながら法の趣旨に基づいて児童生徒に適切な支援ができるように引き続き取り組んでまいります。

【質問方式】 一問一答

【答弁者】 町長 教育長 教育委員会事務局副局長



中井 照恵 議員

1. ごみの分別について
2. 5歳児健診の推進について



YouTube QR コード

ざつがみ
雑紙のこと
知ってますか？

ごみの分別について

問 今年4月より田辺市への可燃ごみの搬入が始まり、7月からは田辺市広域最終処分場への埋め立てごみの搬入も開始されているが、その現状、また今後の経費はどうか。

答 前年度より、上大中クリーンセンターの閉所による運用の変更と、特に分別の徹底をお願いしてきた。前年度7月より、分別不良については収集不可として、分別不良シールを貼り、再度の分別をお願いし、不燃ごみについては、7月は分別不良戸数が329戸あったものが、3月には24戸に減少している。経費は本年度より施設の閉鎖に伴い運用が大きく変わる。施設の修繕や建設、運搬車両購入等、実地的な経費は増えている。ランニングコストとして主に増加するのは、粗大ごみのストックヤードの人件費や、紀南環境広域廃棄物最終処分場へ搬入するための埋め立てごみの破碎委託料である。

問 もっと、雑紙※のリサイクルへの取り組みに力を入れ、広めていくことが大切ではないか。町の見解は。

答 質問されて初めて委託業者に確認したところ、雑紙については、段ボールと一緒に紙ひもで縛って出すことで回収可能という返事もらった。回収不可能な雑紙を理解していただき、これまで燃えるごみとして排出していた雑紙も、古紙回収にまわしていただきたい。

問 持続可能な取り組みとして、雑紙を学校内で回収できる場所を作り、子どもたちにもリサイクルに積極的に参加してもらえないか。

答 ごみは子どもたちにとっても身近な問題である。家庭との連携も重要になるので、今後学校とも相談しながら進めたい。

5歳児健診の推進について

問 町で令和2年に5歳児相談アンケートを取り入れているが、その導入理由と目的は。今後どのような取り組みが予定されているか。

答 5歳児相談導入理由としては、5歳児健診を国も推進しており、導入することで、よりスムーズな就学に繋げるためとなる。目的は、発達障害等の早期発見のため5歳児に発達の評価をし、医療・療育を提供することで学童期の不登校等の2次的な不適応状態を防ぐことである。今後は、累積した結果も踏まえ、5歳児相談がより効果的に行えるように研究していきたい。

問 アンケートの導入だけではまだまだ不十分ではないかと考える。保健師や医師、臨床心理士等の専門家たちに発達を見てもらえる5歳児健診を推進していくことが必要だと考えるが、町の考えはどうか。

答 町としても、小学校へのスムーズな就学のためにも5歳児への対応が重要と認識している。5歳児アンケートを始めたばかりなので、今後、他の市町の状況や専門家の先生の意見も聞き、研究していきたい。



※上富田町のごみ分別辞書
11 ページ参照 ↓

拠点回収（家庭ごみが対象です）

新聞（広告）、雑誌（雑紙）、ダンボール

■出し方
ナイロン袋や紙袋に入れず、それぞれの種類に分け紙ひもで縛って古紙ステーションに出してください。

■対象外の品物
○粉末加工された紙（糊コップ、紙皿、牛乳やジュースの紙パック、ヨーグルトの紙製容器など）
○カーボン紙（複写機用紙など）、熱転写紙（レシートなど）
○印刷物の写真、インクジェット写真プリント用紙、○アイロンプリント紙
○乾いた紙（せっけん包装紙、洗剤の箱など）
○アルミ箔やプラスチックフィルムを貼合わせた複合素材の品物
○事業活動に伴う新聞（広告）、雑誌、段ボール

【質問方式】一問一答

【答弁者】町長・住民課副課長・教育委員会事務局
副課長・福祉課副課長



田 上 明 人 議員

1. 森林環境譲与税の活用について
2. 小学校制服について



YouTube QR コード

広葉樹を
山に植えよう

森林環境譲与税の活用について

問 ①. 人工林伐採後の広葉樹植樹について

戦後復興で林業が盛んになり、全国で造林された森林が、今伐期を迎え富田川流域も伐採された山肌が多く見えます。皆伐後の植林計画に植林面積の1～2割程度広葉樹を植樹する計画を啓発してはいかがでしょうか。実のなる広葉樹(栗、どんぐり、ウバメガシ、シイノキ、ヤマモモ等)を植樹してもらい、広葉樹林の恩恵を私たちも野生動物も享受する。

広葉樹の苗木に森林環境譲与税を活用し苗木購入に補助金をつける。山を育てるのは長い年月が掛かります。温暖化が叫ばれる中、いま私たちができることは子や孫たちに豊かな山河を残すことではないでしょうか。

答 尾根筋への森林環境譲与税を活用した苗木補助による広葉樹植栽についてですが、森林経営に適している場所であれば、森林経営計画を立てて、国の補助事業を活用し、主に杉・ヒノキを植栽し、経済林として造林されています。その際に、杉・ヒノキの成長を考え、尾根筋にウバメガシやクヌギ、コナラなどの広葉樹を植栽する場合もあります。

平成29年度から、上富田町森づくり事業補助金で、国の補助事業を活用している林業経営体に対して一部上乗せを実施しており、杉・ヒノキ・広葉樹の植栽に対して支援をしています。森林環境譲与税の活用について、間伐等の森林整備を軸とした森林経営管理制度の確実な実施と共に、いただいたご意見も参考にしながら、森林が有する公益的機能の維持・増進のための施策を構築してまいります。



小学校制服について

問 ①. 小学校体操帽子について

屋外授業でかぶる赤い帽子は、白い帽子に比べ、より多くの熱を吸収し、真夏では表面温度が10度以上も高くなる。武蔵野美術大学北徹朗教授の研究室の実験では、青や緑など濃い色の表面温度は高くなったが、黄色、ピンクは白と同程度だったという。たかが帽子のことかもしれない。児童に体育の時間、赤や白の帽子を着用させている。夏場に一方が10度以上も高くなると聞けば「これは何とかしてもらわなくては」と気になる。保護者も同様だろう。熱中症対策の観点から考え直せばどうだろう。子供たちの健全な発達を手助けすることが最優先である。帽子は暑さ寒さや外部からの衝撃から頭部を守るためのものであるのに、赤い帽子を夏場にかぶった子供たちには、リスクが大きいのになることについて教育長の見解をお聞きます。

答 現在、赤白体操帽を使用している小学校は5校中3校でございます。2校は白、紺の体操帽を使用しています。体操帽は季節には関係なく、体育の授業や校外学習等で活用されています。特に1年生は赤の体操帽をよく使用しております。赤色は目立つ色であるため集団の中で直ちに認識でき、安全面に配慮することが可能になっています。そのほかゲームをする場合などでチームカラーとして使う場合があります。夏場は赤色や黒色は温度が高くなりやすいためとても注意が必要になります。教育委員会としても、指導する教員が適切に対応できるように注意喚起してまいります。

また、学校では、熱中症対策として、気温だけでなく、暑さ指数や熱中症警戒アラート等も参考にして、屋外での活動を制限するようにして児童の安全や健康に配慮しています。

【質問方式】 一問一答

【答弁者】 教育長・振興課副課長

第2回 臨時会 会期(令和3年11月30日) 1日間

11月臨時会に町長から提出された案件は、条例改正2件、補正予算1件です。いずれも原案のとおり承認・可決されました。

予算・条例

件名	結果	内容
令和3年度上富田町一般会計補正予算(第4号)	承認	補正前の額に5,570万円を追加し、予算総額を68億2,448万7千円と定めている (内容)商工費 町内事業者への持続化支援金事業 5,220万円 土木費 弁護士への訴訟業務委託料 350万円 (債務負担行為)令和6年度まで700万円を設定 歳入については、国庫支出金、繰入金を見込み措置している
職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	可決	本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に鑑み、条例の一部を改正するもの
町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	可決	「職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に準じて、条例の一部を改正するもの

第4回 定例会 会期(令和3年12月6日～20日) 15日間

12月定例会に町長から提出された、条例改正、補正予算等、計27件の案件は、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

主な 予算・条例等

第4回(12月)定例会
議案審議/採決の様子



件名	結果	内容
令和3年度上富田町一般会計補正予算(第5号)	承認	補正前の額に1億3,000万円を追加し、予算総額を69億5,448万7千円と定めている (内容)民生費 子育て世帯への臨時特別給付金 1億3,000万円 歳入については、国庫支出金、繰入金を見込み措置している
上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	産科医療保障制度の見直しに合わせて、出産育児一時金の金額を見直すため、条例の一部を改正するもの
令和3年度上富田町一般会計補正予算(第6号)	可決	補正前の額に2億9,244万6千円を追加し、予算総額を72億4,693万3千円と定めている (主な内容)総務費 さわか上富田まちづくり寄付金に係る返礼品代等 1億5,454万9千円 民生費 障害福祉サービス等給付費 3,800万円 児童福祉医療費 2,332万円 教育費 町立図書館市ノ瀬分館の改修費 620万円 災害復旧費 町道一乗寺加茂線の道路災害復旧に係る地籍調査・測量費等 2,564万円 歳入については、国・県支出金、財産収入、繰入金、諸収入を見込み措置している
工事請負契約の締結について (令和3年度 第1号 公民館運営事業 生馬公民館耐震改修工事)	可決	町内の特定建築業者3社の指名競争入札により、株式会社 後工務店と7,073万円で契約を締結するもの 工事内容は、耐震化に伴う改修整備、老朽化した設備の改修。避難所としての機能強化を図るもの
令和3年度上富田町一般会計補正予算(第7号)	可決	補正前の額に4億5,550万円を追加し、予算総額を77億243万3千円と定めている (主な内容)民生費 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費 3億2,950万円 子育て世帯臨時特別給付金事業費 1億2,600万円 歳入については、国庫支出金、繰入金を見込み措置している
町長の専決事項の指定について	可決	議会運営及び行政執行の迅速化及び合理化を図るため、上富田町議会の権限に属する事項中、次の3つの事項を、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定するもの(専決処分することを認めるもの) 1. 法律上、町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること、並びに、これに伴う和解及び調停に関すること 2. 前項に係る歳入歳出予算の補正を行うこと 3. 既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項もしくは用語に係る規定の改正、又は字句の修正をすること 〔発委第3号〕

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立てに 使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されるものではありません。

よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請します。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

上富田町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

令和2年度 決算認定について

令和2年度の12会計については、12月定例会に中井照恵委員長から審査結果の報告があり、その後の採決で、全てを認定、可決及び認定としました。

〔一般会計・特別会計〕

一般会計は、議会費、総務費、民生費など町の基本的な事業の経費をまとめた、町の中心的な会計です。特別会計は、特定の目的のための会計で、国民健康保険税など特定の収入があり、一般会計から切り離して、その収入・支出を経理する会計のことです。行政活動が広範になり複雑化してくると、場合によっては、単一の会計では各事業の状況や資金の運営実績等が不明確となり、その事業や資金の運営に係る適切な経理が難しくなりかねません。このような場合には、一般会計とは別に会計を設け（特別会計）、一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化することが望ましいと考えられています。上富田町の特別会計には、国民健康保険事業、宅地造成事業、奨学事業、朝来財産区等10会計があります。

なお、このほかに地方公営企業会計（地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業）として、水道事業会計があります。

一般会計

歳入総額 **85** 億 6,680 万 1 千円
歳出総額 **84** 億 6,986 万 4 千円

特別会計 国民健康保険事業

歳入総額 **18** 億 8,359 万 3 千円
歳出総額 **18** 億 7,870 万 7 千円

特別会計 宅地造成事業

歳入総額 **1** 億 5,076 万 7 千円
歳出総額 **2** 億 4,881 万 2 千円

特別会計 宅地取得資金貸付事業

歳入総額 **226** 万 7 千円
歳出総額 **29** 万 6 千円

特別会計 住宅新築資金貸付事業

歳入総額 **304** 万 9 千円
歳出総額 **1,403** 万 4 千円

特別会計 奨学事業

歳入総額 **649** 万 1 千円
歳出総額 **649** 万 1 千円

特別会計 農業集落排水事業

歳入総額 **1** 億 9,465 万 5 千円
歳出総額 **1** 億 9,465 万 5 千円

特別会計 公共下水道事業

歳入総額 **1** 億 9,886 万 5 千円
歳出総額 **1** 億 9,277 万 6 千円

特別会計 介護保険

歳入総額 **16** 億 7,984 万 7 千円
歳出総額 **16** 億 3,171 万 3 千円

特別会計 後期高齢者医療

歳入総額 **3** 億 3,194 万 5 千円
歳出総額 **3** 億 2,931 万 6 千円

特別会計 朝来財産区

歳入総額 **776** 万 4 千円
歳出総額 **663** 万 5 千円

水道事業会計

収益的 事業

歳入総額 **5** 億 3,709 万 9 千円
歳出総額 **4** 億 3,069 万 5 千円

資本的 事業

歳入総額 **7,643** 万 9 千円
歳出総額 **1** 億 8,781 万 3 千円

決算審査特別委員会 委員長報告

委員長 中井 照恵

先の定例会において、決算審査特別委員会に審査を付託されました、議案第48号「令和2年度 上富田町 一般会計 歳入歳出 決算認定について」から、議案第59号「令和2年度 上富田町 水道事業会計 剰余金処分 及び 決算認定について」までの12議案について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

9月13日から延べ7日間にわたり、委員会を開催し、決算書・主要施策の成果に関する説明書・各種参考資料・その他提出を求めた関係書類をもとに、所管課等から詳細な説明を受け、予算が適正に執行されたかなど、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第48号から議案第58号までの、令和2年度 上富田町各種会計決算11件については、全て「認定すべきもの」、議案第59号、令和2年度上富田町 水道事業会計 剰余金処分及び決算認定については、「可決及び認定すべきもの」と決定しております。

町当局におかれましては、審査において出された、注文事項や意見等を、後年度の予算の編成、行政執行に生かされるよう努めていただきたいと思いますところ です。また、検討するとされた事案については、速やかな対応を期待します。

まだまだ収束の兆しが見えないコロナ禍が、経済に与える影響は大きく、今後、地方財政は一層厳しい状況に置かれることが予想されますが、限られた財源の中、町民の要望把握に努め、施策・事業を適宜、精査・検証しながら、効果的かつ重点的な財源配分を行っていただきたいと思います。

最後に、資料の提出等、町当局の誠実な対応に感謝申し上げ、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。



また、議会から町当局に対し注文事項2点を申し入れています。

1. 体育施設指定管理料について

スポーツセンターの指定管理料が食育交流センターの返還金と相殺されての対応となっているが、収支は予算・決算として掲載すべきである。

2. スポーツ観光促進事業費について

町が限られた競技に活用するのではなく、体育協会に加盟している各種団体に補助の内容等を説明し、活用するべく周知すべきである。

令和3年12月20日（月）、総務文教常任委員会の所管事務調査の一環として研修会を開催しました。講師に武蔵野学院大学准教授で和歌山県きのくに ICT 教育アドバイザーの上松恵理子氏を迎え『ICT教育の現状とオンライン教育について』ご講義いただきました。これからの学校教育の在り方や、国内外の先進地事例等についてご説明いただいたあと、委員からの沢山の質問にも丁寧にお答えいただきました。



Q&A

- Q PCの画面で目が悪くならないか？
A 韓国の小学校で調査したが、差はなかった。

- Q オンライン教育について、漠然とした不安を持っておられる方が多いように感じるが。
A インターネットリテラシーやデジタルリテラシーについては世代間で大きな差があります。どこが利点で、どこに注意が必要かを明確にすることである程度不安が解消されると考えています。まずは、家庭とのやりとりで出来るものからデジタル化していけば教員と家庭双方の負担も軽減できるのではないかと思います。（上松先生）



12月7日には市ノ瀬小学校へも伺いしてタブレットを活用した授業を視察しました。

子供たちが器用にタイピングしていてビックリ！画面を共有したり先生に質問したり使いこなす姿に感心しました。

楽しく、分かり易く、コロナ禍でも学びを止めることなく活かして欲しいと思います。

編集後記

「議会だより」をお届けします。今回は、8議員の一般質問や11月臨時会及び12月定例会で審議した議案、令和2年度決算認定について、決算審査特別委員会委員長報告等を掲載しています。紙面等へのご意見、ご感想があればどしどしお寄せください。一般質問の様子は、上富田町議会 YouTube チャンネルでご覧いただけます。



町議会に関する情報は「議会ホームページ」へ



議会
YouTube QRコード